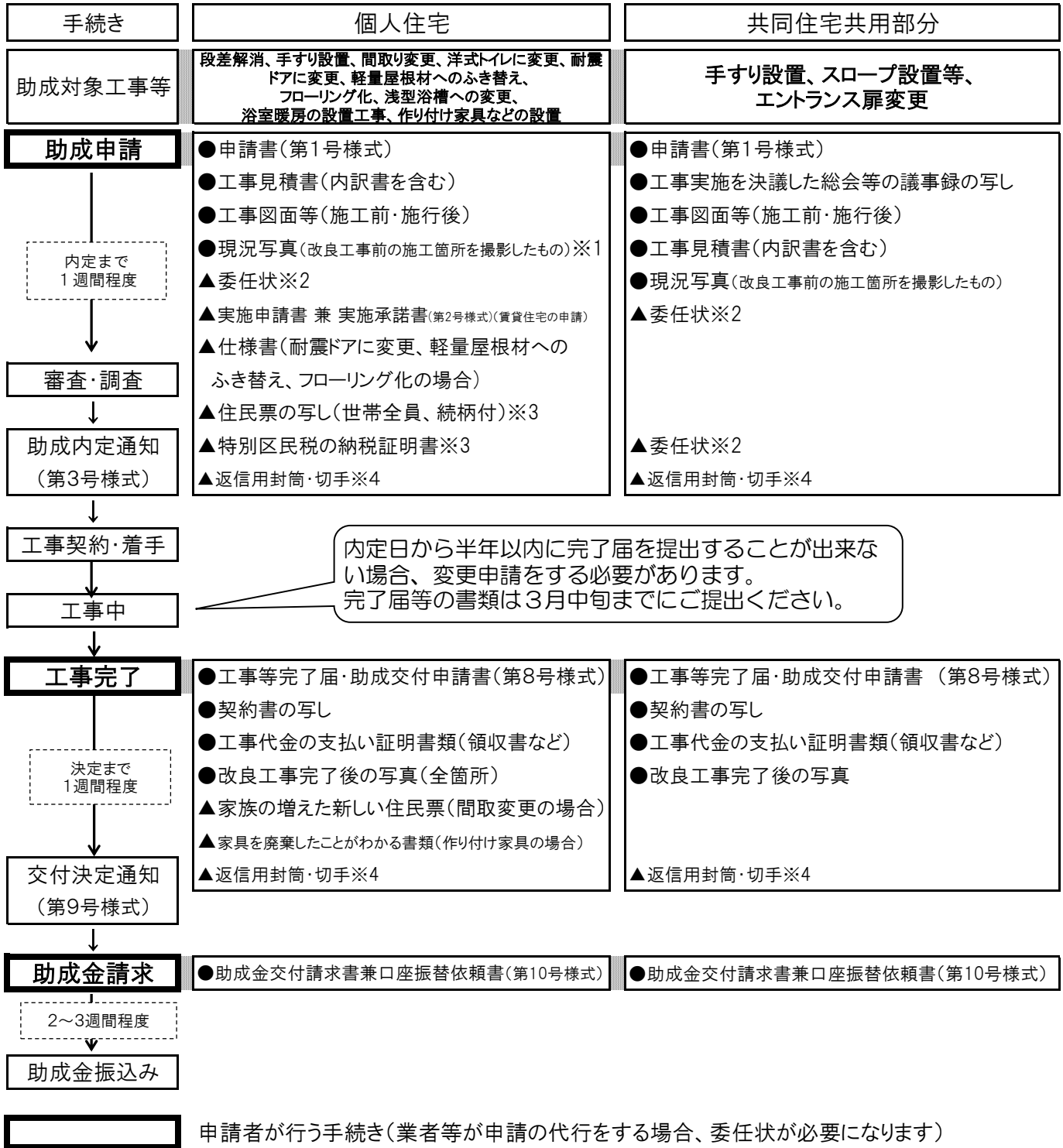


住宅改良助成フロー



内定日から半年以内に完了届を提出することが出来ない場合、変更申請をする必要があります。
完了届等の書類は3月中旬までにご提出ください。

●必須書類

▲必要に応じ提出する書類

※1作り付け家具などの設置の場合は廃棄家具の寸法・外形・配置もわかるもの

※2本人以外(施工業者等)が申請する場合必要

※3区が閲覧することに同意される方は不要

※4内定及び決定通知の受取りを郵送で希望の方のみ必要

注意:上記のほか工事内容によって記載外の書類が必要になる場合があります。